

公営企業会計について

大和市の下水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、会計方式を公営企業会計に移行しました(令和元年度までは官庁会計)

1 公営企業会計への移行の背景

- 社会情勢、経営環境の変化
 - ・少子高齢化に伴う人口減少
 - ・施設の整備から施設の維持更新への移行 など
- 下水道事業の将来的な課題
 - ・下水道使用料収入の減少
 - ・施設設備の老朽化による、更新費用の増大
 - ・将来にわたり安定的なサービスの提供
- 課題に対応していくため、公営企業会計へ移行
 - ・経営状況の的確な把握 : 固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入により、経営成績や財政状況の的確な把握が可能となります
 - ・経営健全化 : 類似団体との比較や自らの状況分析により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが可能となります

2 官庁会計と公営企業会計の比較

会計方式	経理方法	種別	作成書類
官庁会計	現金主義(※1) 単式簿記	一般会計 特別会計	予算書、決算書のほか事項別明細書等の説明資料
公営企業会計	発生主義(※2) 複式簿記	下水道事業会計 病院事業等	予算書、決算書のほか貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

※1…現金の収入及び支出に基づき記帳 ※2…経済活動の発生という事実に基づき、発生の都度記帳

3 経営の基本原則(官庁会計、公営企業会計いずれの場合も同様)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営し、独立採算が原則であり必要な経費は、利用者に支払っていただく使用料により賄います

一方で、本来一般会計が実施すべき事業や、政策的に実施される事業など、使用料によって賄うことが適さない経費については、一般会計が負担することとなります

下水道事業については、汚水は下水道使用料等で、雨水は一般会計で負担することが基本となっています
この一般会計が負担する経費は「地方公営企業繰出金について(総務省通知)」で、毎年度、基本的な考え方が定められます

4 会計の原則

公営企業会計の収支は、収益的収支と資本的収支に区分します

○収益的収支(3条予算) : 維持管理経費

- ・収入 : 下水道使用料、一般会計負担金、長期前受金戻入 など
- ・支出 : 下水道施設の運転管理及び維持補修等の費用、企業債の利息、減価償却費 など

○資本的収支(4条予算) : 資産の取得経費

- ・収入 : 企業債、一般会計負担金、国庫補助金、受益者負担金 など
- ・支出 : 下水道施設の建設改良費、企業債の元金 など

○収支の特徴(別紙参照)

- ・収益的収支には、現金が伴わない、収入(長期前受金戻入)や支出(減価償却費)があります
- ・資本的収入が資本的支出に対して不足する分は、収益的支出の留保資金などで補てんします

○官庁会計

会計方式の移行

○公営企業会計

【移行による変更点】

- 収益的収支、資本的収支に区分
- 収支均衡予算ではない
- 公営企業会計特有の科目を計上（現金が伴わない予算科目）
- 資本的収入が支出に対し不足する分は、収益的支出の留保資金などで補てん

